

情報公開第00768号  
平成29年08月18日

異議申立人総代

様

外 務 大 臣



## 決定書の謄本送付について

平成25年03月22日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

### 付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 決 定 書



「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成25年1月21日付け情報公開第00106号及び同年1月25日付け情報公開00135号,以下「原決定」という。)に対して,上記異議申立人が平成25年3月22日付けで提起した異議申立てについて,次のとおり決定する。

## 主 文

原決定において不開示とした部分のうち,平成26年4月2日付け情報公開00809号により追加開示した箇所を除く部分については,別表の1に掲げる部分について,異議申立てを一部認容し,原決定を変更して開示し,また,別表の2のとおり不開示理由を追加及び変更する。

その余の部分については,異議申立てを棄却する。

## 異議申立ての要旨

原決定を取り消すとの決定を求める。

## 決定の理由

改めて検討した結果,別表の1に掲げる部分については,開示しても法5条各号に該当するとは言えず,開示すべきであり,また,別表の2のとおり不開示理由を変更及び追加することが妥当であると判断するに至った。

その余の部分については、不開示とした原決定は妥当であると判断するに至った。

よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法18条の規定に基づき、平成27年1月13日付け情報公開第00090号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、平成29年5月1日付け平成29年度（行情）答申第31号を得た。

平成29年8月18日



外 務 大



別表

1 改めて開示する部分

文書番号	改めて開示する部分
22	5 4 頁目及び5 5 頁目
23	4 2 頁左端番号1 7 ないし2 0, 2 3, 2 4 及び3 6 の船主の欄
26	5 1 頁目
27	1 7 頁目及び1 8 頁目
28	1 2 頁目及び1 3 頁目のいずれも表題及び項目
35	2 0 3 頁目
43	2 3 頁目, 2 4 頁目, 3 4 頁目及び6 3 頁目ないし7 2 頁目
47	7 頁目
54	2 8 3 頁目, 2 9 4 頁目及び3 5 7 頁目
61	2 8 頁目及び4 3 頁目の団体名
73	1 9 6 頁目, 2 0 4 頁目, 2 0 6 頁目, 2 1 0 頁目, 2 1 1 頁目, 2 1 3 頁目, 2 2 3 頁目, 2 3 0 頁目, 2 3 1 頁目, 2 3 3 頁目, 2 8 3 頁目, 2 9 8 頁目, 3 8 6 頁目, 3 8 7 頁目
78	3 6 頁目
81	2 1 頁目
85	1 6 頁目
89	6 頁目ないし8 頁目, 1 1 頁目, 1 2 頁目
91	4 頁目下から6 行目
94	7 頁目ないし9 頁目, 1 2 頁目, 1 3 頁目
97	7 頁目の2 行目
100	1 頁目 (一覽表右端の欄)
102	1 5 頁目
113	1 頁目, 5 頁目, 1 0 頁目, 1 3 頁目, 1 7 頁目, 2 5 頁目, 3 4 頁目, 3 6 頁目, 4 1 頁目, 4 4 頁目, 4 8 頁目, 5 6 頁目, 6 0 頁目, 6 4 頁目, 6 7 頁目, 6 9 頁目, 7 2 頁目2 行目, 9 行目及び1 0 行目, 7 4 頁目, 7 6 頁目, 7 8 頁目, 8 0 頁目, 8 2 頁目, 8 6 頁目, 1 0 8 頁目, 1 0 9 頁目, 1 1 6 頁目, 1 1 8 頁目本文2 行目及び6 行目, 1 1 9 頁目, 1 2 1 頁目, 1 2 7 頁目, 1 3 2 頁目, 1 6 0 頁目, 1 7 9 頁目, 1 8 8 頁目, 1 9 1 頁目及び1 9 5 頁目
114	1 頁目



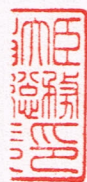
115	1頁目, 10頁目, 15頁目, 23頁目, 29頁目, 34頁目, 45頁目, 50頁目, 53頁目, 56頁目, 60頁目, 68頁目, 71頁目, 79頁目, 82頁目, 86頁目及び90頁目
120	1頁目, 6頁目, 9頁目, 19頁目及び22頁目
122	1頁目及び15頁目
132	9頁目, 10頁目, 16頁目, 31頁目ないし43頁目の一覧表左から4列目, 45頁目(印影3箇所を除く部分, 46頁目の印影1箇所を除く部分, 47頁目及び48頁目
134	39頁目ないし42頁目及び43頁目(左側(66頁)1行目ないし3行目
136	44頁目及び45頁目

## 2 不開示理由の変更・追加

文書番号	改めて開示する部分
22	98頁目及び99頁目は法5条3号に該当するため不開示としたが, 当該部分はこれを公にした場合, 特定の法人及び事業を営む個人の権利, 競争上の地位, その他正当な利益を害するおそれがあり, 同条2号の不開示事由を追加する。
41	8頁目及び9頁目の不開示部分については, 法5条2号に該当するとして不開示としたが, 当該部分は, これを公にした場合他国等との交渉上不利を被るおそれがあるため, 同条3号の不開示事由を追加する。
73	不開示事由のひとつとして法5条5号該当としたが, 法5条4号に修正する。



本書は、決定書の謄本である。



平成29年08月18日

外務省大臣官房総務課長

